

キャッシュレス決済導入補助金

キャッシュレス決済設備を導入した事業者に、導入及び手数料に係る費用を補助します。

1 受付開始

令和4年8月17日（水）から

2 対象者

町内に事業の用に供する事業所を有していること等

※ その他要件は町HPを御覧ください。



町HP

3 補助対象経費等

(1) キャッシュレス決済端末及び附属品

ア 補助対象経費

令和4年4月1日以降に新たに契約し、町内の事業所に導入したキャッシュレス決済端末及び附属品の購入に要する経費（ただし、申請時点において支払が完了しているものに限る。）

※ 令和4年3月31日以前にキャッシュレス決済事業者と契約し、キャッシュレス決済を導入している場合は、令和4年4月1日以降に既存設備に係るキャッシュレス決済事業者とは別の事業者と契約し、別途決済手段を追加していただく必要があります。単なる機器の買い替えは対象外となります。

※ 令和4年4月1日以降に新たに契約したが、附属品等の購入が令和4年3月31日以前の場合、その附属品等が令和4年4月1日以降の新たな契約に伴って必要となるものであることがわかる書類を提出してください。

イ 補助金の額及び上限額

補助対象経費の2分の1（1,000円未満切捨て）

上限：3万円

ウ 補助対象・対象外経費の例

補助対象	補助対象外
<ul style="list-style-type: none">・キャッシュレス決済端末本体機器・暗証番号入力用キーパッド・電子マネー決済用の非接触リーダライタ・バーコードリーダー・レシートプリンタ・その他キャッシュレス決済関連機器	<ul style="list-style-type: none">・手数料・送料・工事費・通信費・システム、ソフト等購入費・リース料及びレンタル料

補助対象	補助対象外
	<ul style="list-style-type: none"> • 割賦払に係る経費 • 国、県その他自治体から補助を受けたもの • 消耗品 • その他町長が適当でないと思えたもの

(2) 手数料

ア 補助対象経費

令和4年4月1日以降に新たに契約し、町内の事業所のキャッシュレス決済に係る令和4年4月から令和4年12月までの間の連続する任意の3月分のキャッシュレス決済に要する手数料（ただし、申請時点において支払が完了しているものに限る。）

※ 令和4年3月31日以前に契約したキャッシュレス決済に係る手数料は対象外です。令和4年4月1日以降に既存設備に係るキャッシュレス決済事業者とは別の事業者と契約し、別途追加したキャッシュレス決済に係る手数料のみ対象となります。

イ 補助金の額及び上限額

補助対象経費の10分の10（1,000円未満切捨て）

上限：各月1万円

4 受付期間

令和4年8月17日（水）から令和5年2月28日（火）まで

5 必要書類

- (1) 交付申請書兼請求書（様式第1）
- (2) 補助対象経費内訳書（導入費）（様式第2）／補助対象経費内訳書（手数料）（様式第2）
- (3) 誓約書兼同意書（様式第3）
- (4) 令和4年4月1日以降に新たにキャッシュレス決済の導入に係る契約をしたことが確認できる書類
- (5) 補助対象経費の支払が確認できる書類
- (6) 町内の事業所におけるキャッシュレス決済設備の導入が確認できる書類
- (7) 町税の滞納がないことを確認できる書類
- (8) 町内に事業所を有し、かつ、町内で事業を営んでいることがわかる書類
- (9) 申請者が確認できる書類
- (10) 振込先口座が分かる書類

6 その他

申請内容については、導入費、手数料のどちらか一方のみでも可です。ただし、申請回数は申請者につき1回限りとなりますので、御注意ください。

その他注意事項については、町HPを御覧ください。

【問合せ】

東浦町商工振興課（勤労福祉会館内）

TEL：83-6116